

平成 29 年度 運輸安全マネジメントに関する取組みについて

福島交通株式会社

私たちは、自動車事業における輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

安全方針

安全最優先と法令遵守

私たちは、“安全はすべてに優先する”の理念のもと、法令を守り『公共交通回帰』を目指します。

福島交通株式会社

代表取締役社長 **武藤 泰典**

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たして参ります。また、支社・営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に把握し、役職員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善「Plan Do Check Act」を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全役員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全向上に努めてまいります。

2 輸送の安全運動（事故防止目標）

(1) 年間の事故防止方針

「見越し(だろろう)運転の防止〈基本動作の徹底〉」 「車内事故の防止」

(2) 毎月の事故防止重点目標を定め、取組みを行います。

- 10月 交差点での事故防止
(交差点進入・通過時の追突・接触事故、左右折時の接触事故の防止)
- 11月 狭路・薄暮時の接触事故防止
(PM4 ライトオン運動、狭路でのすれ違い時事故の防止、早めのライト点灯)
- 12月 渋滞時の事故防止 「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」
(見越し(だろろう)運転・脇見運転の禁止、構内バック事故防止)
- 1月 スリップ事故の防止 「年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動」
(チェーンの完全装着)
- 2月 スリップ事故の防止
(チェーンの完全装着、雪道〈坂道・狭路〉でのすれ違い時の事故防止)
- 3月 停留所乗降時の事故防止
(基本動作の徹底、ドア挟みに注意)
- 4月 歩行者及び自転車との接触事故防止 「春の全国交通安全運動」
(児童、生徒への思いやり)
- 5月 追突・接触事故の防止
(行楽シーズンの他県ナンバーに注意、脇見運転の禁止)
- 6月 雨天時の事故防止
(スリップ・視界悪化に注意、雨天時の歩行者に注意)
- 7月 車内事故の防止 「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」
(車内事故防止キャンペーン、夏休みの児童生徒に注意)
- 8月 過労運転、バック事故の防止
(暑さ対策、休憩、睡眠を十分に。熱中症に注意)
- 9月 異常気象時の事故防止 「秋の全国交通安全運動」
(台風、大雨、強風に注意)

(3) 輸送の安全に関する数値目標

事故件数を減少させるため、自動車保険成績期間の平成27年3月～平成28年2月の事故件数をもとに下記の数値目標を設定する

	目 標	成績期間の事故件数
①	有責事故死者数ゼロ（有責事故死者数ゼロを継続）	0
②	有責人身事故10件以下（車内事故はゼロとする）	12
③	飲酒運転ゼロ	0
④	追突事故1件以下	8
⑤	バック事故3件以下	7

※① ② ③の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえたものであります。

3 自動車事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

平成28年度 0件（平成27年10月～平成28年9月の有責事故）

*内訳

人身（車内含む）	0件
物損	0件

4 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

5 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

年間計画を作成のうえ、本社主導による安全教育を実施し、支社・営業所単位では集合教育を行います。また、本社部門が随時現地に出向いて、支社・営業所の運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

(2) 設備投資

車両については、計画的に最新の型式へ代替してまいります。

また、後続車の追突防止を目的とした「乗降中表示機」の装備や乗務員への教育・事故防止対策を目的として搭載した「ドライブレコーダー」の実績を例として、輸送の安全、サービスの向上に寄与する設備投資を計画的に行う予定です。

(3) 安全運動

春の全国交通安全運動（4月上旬）並びに秋の全国交通安全運動（9月下旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動（7月中旬）並びに年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動・安全総点検（12月中旬～1月上旬）についても積極的に実施し、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めて参ります。また、毎年7月には車内事故防止キャンペーンを実施します。

(4) 各種運輸安全マネジメント委員会の開催

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めた会議を開催し、双方で情報の共有を行い輸送の安全性向上に努めます。

6 輸送の安全に関する予算等の実績

(単位：千円)

項目	H28 実績	H29 予算	備考
教育実習費	算出中	算出中	
新車購入費（一般乗合）	算出中	算出中	
新車購入費（高速）	算出中	算出中	
新車購入費（貸切）	算出中	算出中	
車両修繕費	算出中	算出中	
合 計	算出中	算出中	

7 安全統括管理者

福島交通株式会社 執行役員 自動車部長 猪股 清

8 安全管理規程

「安全管理規程」を作成し、取り組みをしております。

9 輸送の安全に関する教育および研修計画

(1) 現業部門の代表者

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方で情報の共有化し、輸送の安全性向上を図るため、定期的に運輸安全マネジメント委員会を開催いたします。インターネットを使った適性診断(ナスバネット)システムを導入し、計画的に運転士適性診断及び指導を実施します。

(2) 運行管理者関係

1回/年以上、本社部門が現地に出向いて支社・営業所の運行管理状況等を把握の上、指導を行います。又、独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させ、輸送の安全性向上に努めてまいります。

(3) 運転士関係

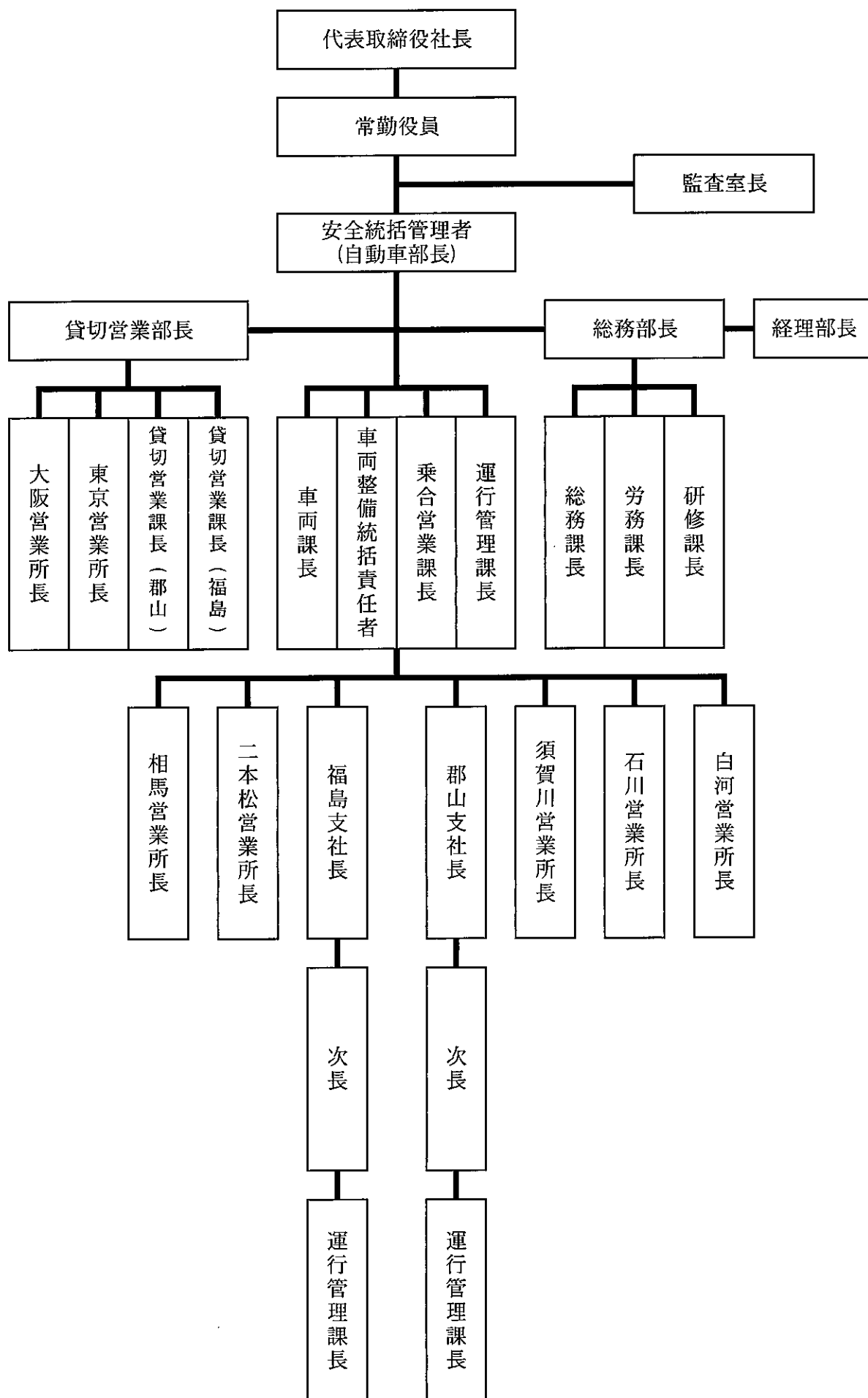
年間計画を作成の上、本社主導による安全教育を実施するとともに、支社・営業所単位では運輸規則 38 条に基づき運転士集合教育を行います。

本社部門は運転事故惹起者教育、苦情惹起者教育、貸切バス運転士登用教育、高速バス運転士登用教育、各種フォローアップ等を行い、輸送の安全性向上に努めて参ります。

10 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

平成 28 年 7～8 月において、本社・支社・営業所の内部監査を実施し、不適格でない状況を確認しております。

11 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



12 事故・災害時に関する報告連絡体制

